

働き方改革関連法の実施スケジュールと要点

項目	関連法	ポイント	施行日
労働時間の短縮等の努力義務	雇用対策法	・生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境整備等の責務	2018年7月6日
時間外労働の上限規制	労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則：月 45 時間、年 360 時間（基準→法的義務化）以内 ・特例条項：年 720 時間（除く、法定休日労働） <ul style="list-style-type: none"> 1 か月 100 時間未満（時間外労働 + 法定休日労働） 2 ～6 か月月平均 80 時間以内（同上） 45 時間超の月は 6 か月以内 ・三六協定の協定事項の明確化：【追加】上限超の場合の健康福祉確保措置 ・罰則：6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金 (1 か月 100 時間以上又は 2 ～6 か月平均 80 時間超の場合) ・例外：新技術・新商品等の研究開発業務、医師、自動車運転業務、建設事業等 	2019年4月1日 中小企業は 2020 年
年次有給休暇の時季指定や計画的付与	同上	・年 5 日（10 日以上付与されている社員）は 計画的に年休取得させる義務	2019年4月1日
フレックスタイム制の見直し	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・清算期間の上限 1 か月→3 か月 ・労使協定の届出義務（清算期間が 1 か月超の場合） 	2019年4月1日
高度プロフェッショナル制度の創設	同上	・年収 1075 万円以上の高度な専門職については、時間外・休日・深夜労働手当は対象外	2019年4月1日
労働時間の把握	労働安全衛生法	・厚労省令に基づく労働時間の把握（高度プロフェッショナルを除く）	2019年4月1日
産業医、産業保健機能の強化	同上	・産業医に対する適切な必要情報の提供義務	2019年4月1日
勤務間インターバル制度の努力義務	労働時間等設定改善法	・前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保の努力義務	2019年4月1日
月 60 時間超の時間外労働への割増賃金率の適用猶予廃止	労働基準法	・中小企業についても、月 60 時間超の時間外労働の割増率を 50%以上とすることを義務化	2023年4月1日
均等・均衡規定の整備	パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法	<ul style="list-style-type: none"> ・差別的取り扱いの禁止をフルタイムの有期契約労働者に拡大 ・フルタイムの有期契約労働者に関する規定を労働契約法からパートタイム労働法に移行 	2020年4月1日 中小企業は 2021 年
待遇に関する説明義務	同上	・待遇の説明義務を有期契約労働者に拡大	2020年4月1日